

## 暴力団等の認定及び資料の整備について

令4. 3. 22丙組組企発第184号、丙組暴発第1号  
警察庁刑事局組織犯罪対策部長から各附属機関の長、各地方機関の長、各都道府県警察の長

### (概要)

認定した暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員については、以後継続して視察することとし、これらを認定した都道府県警察において、資料の作成及び管理を行うこと等を指示したものである。